

佐賀県告示第 485 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 10 条第 1 項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、平成 30 年 12 月 20 日から施行する。

平成 30 年 12 月 19 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 2 - ( { [ 2 - ( 4 - エチル - 2 , 5 - ジメトキシフェニル )  
エチル ] アミノ } メチル ) フェノール ( 通称名 : 25E-NBOH、2C-E-NBOH ) 及びその塩類
- (2) 化学名 3 - [ 1 - ( 1 - ピペリジニル ) シクロヘキシル ] フェノール  
( 通称名 : 3-HO-PCP、3-OH-PCP、3-Hydroxy-PCP ) 及びその塩類
- (3) 化学名 キノリン - 8 - イル = 1 - ペンチル - 1 H - インダゾール -  
3 - カルボキシラート ( 通称名 : NPB-22 ) 及びその塩類

2 指定の理由

条例第 2 条第 7 号に掲げる薬物に該当し、人の健康に被害が生ずると認められ、かつ、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため